

荒廃農地利用加速化事業実施要領

制定 令和5年5月16日付け農計第283号

第1 趣旨

荒廃農地利用加速化事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく荒廃農地利用加速化事業は、実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

第2 対象農地

本事業の対象となる農地は、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域（同法第8条第1項の農業振興地域整備計画の変更により農用地区域になることが確実と見込まれる区域を含む。）をいう。以下同じ。）の農地とし、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 対象となる農地は、農地法第30条に基づく「利用状況調査」（以下「利用状況調査」という。）の結果、同法第32条第1項第1号に該当する農地（以下「1号遊休農地」という。なお、1号遊休農地は、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」（平成20年4月15日付け19農振第2125号農村振興局長通知。以下「状況調査要領」という。）7の①の「A分類」（再生利用可能な荒廃農地）に区分された農地と一致する。）に該当する状態となっている農地であること。
- (2) 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転を行った農地若しくは行うことが見込まれる農地であること。
- (3) 1取組当たり概ね10a以上であること。ただし、農地法第3条第2項第5号に基づき別段面積が設定されている、あるいは、近接した農地の規模拡大のための再生利用等、合理的な理由が認められる場合は、この限りでない。

第3 事業実施主体

実施要綱第4の事業実施主体は、再生作業後の当該農地において5年間以上耕作することが見込まれる以下の者とする。

- (1) 人・農地プランに位置づけられた中心経営体

本事業の対象農地となる農地が存する市町村が策定した適切な人・農地プラン（「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24 経営第564 号農林水産省経営局長通知。）附則（令和4年4月1日付け3 経営第3217 号）第5に定める人・農地プラン）に位置づけられた中心経営体

(2) 地域計画に位置づけられた農業を担う者

地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条4項第1号ハに定める組織）、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者

(3) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体

(4) 特定農業法人

農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する法人

(5) 認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体

(6) 知事が特に認めた農業者等

工事着工までに、上記（3）から（5）のいずれかになることが確実に見込まれる経営体

第4 事業対象品目

実施要綱第3の事業の内容、事業の実施期間及び補助率は、別表に掲げるとおりとし、対象とする作付作物は次のものとする。

(1) 戦略品目

(2) さとうきび及び牧草

(3) 市町村が振興する品目（市町村の農業振興計画等で定める品目）

- (4) (1) から (3) 以外の品目 (ただし、(1) から (3) の品目を対象農地の 2 分の 1 以上栽培する場合に限る。)

第 5 実施計画

1 実施計画の内容

実施要綱第 6 の実施計画は、事業を実施しようとするものが別記様式 1 により市町村長に提出し、同市町村長は審査の上、次に掲げる次項について別記様式 2 により知事に承認申請を行うものとする。

- (1) 市町村の荒廃農地の現状及び再生利用方針
- (2) 事業実施主体及び取組内容

2 実施計画の変更

実施要綱第 6 の 3 の変更は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業実施場所の変更
- (3) 事業費の 30% を超える増又は県補助金の増、若しくは事業費又は県補助金の 30% を超える減

第 6 補助金の交付

実施要綱第 9 の 3 の別に定める配分基準は、別記のとおりとする。

第 7 事業の着工

事業の着工は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情により、事業の効果的な実施を図る上で交付決定前に着手する必要がある場合は、その理由を具体的に明記した「交付決定前着手届」(別記様式 3) を知事に提出するものとする。

なお、その場合であっても、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上、行うものとする。

第 8 実績報告

- 1 事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書(別記様式

4) に領収書等の必要書類を添付し、速やかに市町村長に報告するものとする。

なお、市町村長は当該報告がなされた場合、交付決定に基づく交付対象事業が適正に完了したことを確認するものとする。

2 市町村長は、本事業終了後、実績報告書（別記様式5）を作成し、速やかに知事に報告するものとする。

第9 耕作状況の報告

1 市町村長は、本事業が完了した日が属する年度の翌年度以降の耕作状況について5年間耕作するまで別記様式6により、毎年5月末日までに知事に報告するものとする。さらに、5年間耕作した後も、賃借権等が継続されるように努めるものとする。

2 市町村長は、当該農地について5年を経ずして再び耕作されなくなった場合には、営農を再開するために必要な指導や支援、新たな耕作者の確保等について検討するものとする。

3 2によっても営農が再開されない場合には、対象農地に係る補助金の全部を返還するものとする。ただし、自然災害その他やむを得ない理由が認められる場合は、補助金の返還を免除することとする。

第10 留意事項

1 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の対象とすることはできない。

2 実施計画に係る事業費は、事業実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならない。

3 実施計画に係る事業費の積算のうち、労務費の算出に当たっては、「公共工事設計労務単価」を上限として用いるものとする。

なお、労務費のうち、日当等支払分（雇用した者のみ）について、計画より安価な日当等の支払がある場合には、実際に支払われた日当等に基づいて算出すること。

4 再生作業を直営施行で実施する場合は、積算に係る労務費のうちの「労

務提供に係る人件費相当額」（事業実施主体が自ら行う労務費）を事業費から補助額を差し引いた額を上限として算入することができる。

5 第2に規定する「農用地区域となることが確実と見込まれる区域」とは、次に定めるところによるものとする。

(1) 当該農地を農用地区域に編入するための農業振興地域整備計画の策定に係る手続きにすでに着手している区域

(2) 当該農地の農用地区域への編入に向けた事前調整（農業委員会等の関係会議に諮っている等）がなされている等の区域

6 第9の3に規定する「自然災害その他やむを得ない理由」に該当する場合は、次に定めるところによるものとする。

(1) 自然災害の場合

(2) 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により営農の継続が困難と市町村長が判断した場合

(3) 土地収用法（昭和26年法律第219号）等に基づき収用若しくは使用を受けた場合又は同法3条の「土地を収用し、又は使用することができる事業」の要請により任意に売渡もしくは使用させた場合

7 本事業が完了した日が属する年度の翌年度から8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10a以上の受益地について、転用が行われた場合には、次に掲げる場合を除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

(1) 土地収用法第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用に供する場合

(2) 受益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、知事が補助金を返還させないことを相当と認める場合

(3) 上記のほか、知事が特にやむを得ないと認める場合

8 上記7により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、次のとおりとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C : 転用受益地の面積

附 則

この要領は、令和5年5月16日から施行する。

別記（第6関係）

配分基準について

第1 実施要綱別表の事業に対する各市町村への配分額（以下「配分額」という。）を決定するに当たり、次に掲げる場合は、優先的に取り扱うものとする。

- （1）農地中間管理機構から転貸を受ける場合
- （2）認定新規就農者
- （3）当該荒廃農地に隣接して農業を営んでいる者

第2 配分基準の考え方の見直し

本配分基準の考え方については、対策の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。